第5章

快適さと暮らし重視のまち

1.計画的な土地利用の推進

(1)現状と課題

本町の土地利用は、町域の7割以上を占める森林と北側の平野部に形成された市街地と農地などからなっています。旧会津高田町、旧会津本郷町の一部が都市計画区域に含まれ、用途地域の指定等による土地利用の規制と誘導を行っていますが、その他の大部分の地域は都市計画区域外となっています。そのため、町域の大部分において市街地の整備等に関する明確な方針が定まっておらず、計画的な土地利用の規制・誘導が十分に行われているとはいえない状況となっています。

また、市街地と新規に整備される予定のスマートインターチェンジを結ぶ道路、分散している旧町村単位の市街地相互を結ぶ道路など主要な幹線道路の周辺地域についても、適正な土地利用の誘導が求められます。

今後は、長期的かつ総合的な視点から本町が目指すべき土地利用の将来像をしっかりと見据え、整備、開発及び保全の方針を明確にし、計画的な土地利用を図っていく必要があります。

計画的で効率的な土地利用を図るうえで土地の実態を正確に把握することが重要になりますが、部分的に現在の登記内容について、土地境界の不明確、現地との不一致など土地の実態を正確に把握されていない状況にあります。そのため、限りある国土の有効活用・保全のために、地籍調査を推進する必要があります。

(2)施策の基本方針

豊かな自然環境との調和を重視しつつ、住民の生活 環境の向上を目指すため、国土利用計画等に基づき、 適正かつ合理的な土地利用を進めるとともに、適正な 土地管理の基礎となる地籍調査事業を推進します。

計画的な土地利用の推進

土地利用や都市施設整備などを計画的に進めるため、住民・事業者との協働による都市計画マスタープランを策定し、宅地化の誘導や農地の保全、拠点形成など合理的で機能的なまちづくりを推進します。

都市的利用区域と農業区域を明確にし、農用地 を確保・保全するため、都市計画と農業振興地 域の見直しや土地利用施策の方針を確立します。 市街地と新規に整備される予定のスマートイン ターチェンジを結ぶ道路、旧町村の市街地相互 を結ぶ道路などの幹線道路沿道の適正な土地利 用を誘導します。

地域の特性を生かしたまちづくりの推進

地域の自然環境や歴史・文化等の特性や、これまで蓄積してきた都市整備に関するさまざまな経験を活かして、住民、事業者、行政との適切な役割分担のための仕組みづくりを進め、協働による良好なまちづくりを推進します。

地籍調査の推進

効率的な土地利用を推進するため、地籍調査事業を進めます。

2. 市街地の整備

(1)現状と課題

市街地中心部は旧来の商店、工場、住宅が混在している状態で、商店街の不振による空店舗や人口の空洞化による空家の増加、細い路地と木造家屋の集積、下水処理施設や公園緑地などの基盤整備の未整備など生活環境としての課題を抱えています。

また、市街地と市街地周辺の効率的な土地利用を促すために、土地区画整理と都市計画道路整備を積極的に推進してきました。今後とも市街地と周辺の発展や安全・安心のまちづくりを促進するために、計画的な区画整理の事業化を推進する必要があります。

合併により行政や商業・業務、教育、文化などの住民生活に必要なサービス・機能の利用、享受について、不安を抱えている住民が多い状況にあります。そのため、旧町村単位の市街地相互の機能連携を図りながら、各種機能の充実を図ることが求められます。

(2)施策の基本方針

快適な住民生活や活力を創出する産業の振興を支え、 将来にわたって安全で魅力的な地域の持続的な発展の ために必要な、都市施設や都市機能の充実、土地区画 整理事業の推進を図ります。

市街地の整備

市街地の整備にあたっては、周辺の自然や景観 が損なわれないよう環境に配慮しながら居住環 境の向上、安全性の向上、商業・業務機能の活 性化、公共的空間の創出や交通機能の改善など、 これからの社会経済動向を見据えて取り組みま す。

生活を支える機能の充実

住民生活を支える商業、業務、金融、福祉、文化、行政などの各種機能については、住民が等しく利用できるよう、またサービスを受けられるように、計画的な機能の充実に努めます。

土地区画整理事業の推進

防災上問題を抱える地区や、地域の健全な発展のために積極的に市街化を進めるべき地区においては、土地区画整理事業により計画的な市街化を推進します。

3. 住宅・宅地の整備

(1)現状と課題

近年の社会経済環境は、安定成長への移行、少子高齢社会、質の重視など成熟社会へと大きく変化し、それに伴い住宅に対する価値観やライフスタイルも多様化し、住宅政策のあり方にも大きな変化をもたらしています。 これまでは、会津若松市のベッドタウンなどとしての住宅の整備が進められ、平野部での新たな住宅供給が進む一方で、山間部では若年層の流出などにより過疎化が進み、地域ごとに住宅政策の課題も大きな差が生じています。

今後はこうした住宅・住環境に対する住民ニーズの 多様化や地域ごとの特性に留意しながら、定住人口の 確保や高齢者住宅対策、住まいの安全確保など住宅・ 住環境の向上、自然環境との共生に向けた取り組みを 進めていく必要があります。

平成 16 年に景観法が施行され、全国的にも景観に対する取り組みが活発化しており、定住促進にもつながる歴史や文化を活かした魅力ある居住環境の創出に向けて、住民と行政が一体となって魅力ある街並み・景観づくりの取り組みを進めていく必要があります。

また、公営住宅については一部建築年度が古く、現在の生活ニーズとの不一致、老朽が進んでいるため、 高齢者や障がい者への配慮などの視点を取り入れなが ら、老朽化住宅の建て替え・改善を計画的に進める必 要があります。

(2)施策の基本方針

豊かな自然環境や景観、安全性に配慮しながら、若者から高齢者までが安心して住み続けられ、誇りを持てる良好な住環境の形成に努めます。

定住の促進

住宅マスタープランなどの住宅に関する各種計画に基づき、魅力あるふるさとづくりのため、自然環境、固有の伝統、文化等地域が持つ特性を活かしながら、将来に資産として継承しうる質の高い居住空間を形成するための施策を推進します。

住宅用地の造成・分譲

若者や定年世代などの定住人口の確保に向けて、それぞれのニーズにあった居住環境を提供するなど、多様な世代が住み続けることができる各種支援策を講じます。

国土利用計画法及び開発行為指導要綱に基づいた適切な指導により、民間による質の高い住宅 開発を促進します。

美しい街なみ景観づくり

景観計画や景観条例に基づき、地域住民の理解と協力のもと、地域の歴史や文化を活かした統一感のある街並みや、緑化や環境美化の促進につとめ、住む人が誇れ、見る人が美しいと感じる街並みづくりを進めます。

違法広告物の撤去などにより、道路景観の美化 を図ります。

公営住宅の建て替え・改善及び新規建設の推進 町営住宅の質の向上を促進するために、建て替 えのみでなく、既存の町営住宅の住戸改善によ る活用などを総合的に検討し、計画的で効率的 な町営住宅の整備・改善を図ります。

人と環境にやさしい住まいづくり 自然エネルギーの利用や、バリアフリー化・ユニ バーサルデザインによる、人と環境にやさしい 快適な住まいづくりを誘導します。

4. 道路ネットワークの整備

(1)現状と課題

本町の骨格的な道路網は、磐越自動車道をはじめとして国道 401号、主要地方道会津高田上三寄線、会津坂下本郷線によって形成されています。これらの骨格的道路とともに町道など多くの道路が、住民の日常生活や経済活動を支えています。今後新たな拠点となる予定のスマートンターチェンジの整備推進とともに連絡する道路整備、国・県道の整備促進など、道路交通環境を充実していく必要があります。

生活道路については、集落間を結ぶ基幹的な町道の整備は進んできていますが、まだ幅員の狭い道路も多く、歩行者が安全に通行できる歩道の確保や緊急車両の通行に対応できる道路拡幅は遅れている状況であり、十分な幅員形成や歩道整備なども含め適切な整備・改良、除雪の充実など快適性や安全性の向上が求められます。高齢者や障がい者、子どもなど交通弱者のために計画的なバリアフリー化を進めていくことも不可欠となります。また、良好な地域づくりに貢献する視点から、景観に配慮した道路環境づくり、舗装補修や除草・側溝清掃など道路の維持管理を充実していくことも必要になっています。

(2)施策の基本方針

総合的な道路交通体系を確立するため、福祉や環境に配慮しながら、町内外を連絡する幹線道路から地域に密着した生活道路まで体系的な道路整備を図り、人と車の安全で快適な移動を支える道路交通環境の整備を進めます。

新たなインターチェンジの整備推進 新たな町の玄関口となる予定の新鶴スマートインターチェンジ整備を推進します。

幹線道路の整備

交通利便性や安全性の向上、渋滞緩和のため、 主要道路の早期整備を進めます。

生活道路の整備

緊急時に対応するための生活道路の拡幅整備を 進めるとともに、事故防止のため、維持対策や 危険箇所の点検改良を行います。

人にやさしい道づくり

通学路や公共施設、商店街などを中心に、歩行者を主体とした段差のない歩きやすい歩道の整備を推進します。

誰にでもわかりやすい案内板・表示板を設置し ます。

道路除雪・防雪対策の推進

降雪時の安全確保と道路機能の維持のため、効 率的な除雪作業を実施します。

5.公共交通の充実

(1)現状と課題

公共交通としては、JR只見線があり町内に4駅が 設置されています。本路線は、通勤・通学や観光客等の 交通手段として利用されていますが、モータリゼーションの進展に伴い、利用客は年々減少しています。

バスは町内 13 系統の路線で運行し、通勤・通学、通院、買い物等地域住民の身近な交通手段となっていますが、利用者数が減少傾向にあることから、路線や運行時刻、鉄道との連絡などサービス面のさらなる充実が求められています。

今後、高齢化の進展などにより、通院や買い物、公共施設の利用などにおいて公共交通の役割は今以上に大きくなると見込まれることから、既存の公共交通機関相互のネットワーク化、きめ細かなサービスの充実などにより、一層の利便性の向上を図っていく必要があります。

(2)施策の基本方針

地域住民の身近な交通手段である地域バスの適正運行を推進するとともに、鉄道とバスの相互乗り換えの 充実などを進め、バスや鉄道など公共交通機関の利便性を高めます。

JR只見線の利便性の向上

駅舎の改修や乗車サービスの充実などにより、 JR只見線の利便性の向上を働き掛けます。 他の交通機関との連絡の向上、観光施設との連 携などによる利用促進を図ります。

バス交通等の確保

住民ニーズや他の交通機関との連絡性を踏まえ 運行路線や運行時刻の再編を行い、バス路線の 確保に努めます。

高齢者等の交通弱者の交通手段を確保するために、新交通システム等の導入について検討を行います。

6.情報ネットワークの整備

(1)現状と課題

近年はインターネットの普及がさらに広がりを見せ、 各家庭や事業者においても、光ファイバー などによる ブロードバンド 化が急速に進展しています。情報化の 進展は、地域社会やまちづくりの様々な分野で大きな 変化をもたらし、行政事務の効率化や高度化など住民 生活に多大な利便性をもたらしています。

本町でも民間通信事業者が情報通信基盤を整備しブロードバンドサービスの提供を始めていますが、山間部ではブロードバンドサービスが提供されておらず、高度情報通信ネットワーク社会の形成が困難な状況になっており、地域間に情報格差が生じています。今後、電子行政を展開していくうえで、ブロードバンド環境の整備は住民生活になくてはならないものであるため、こうした地域間の情報格差の解消に努め、戸籍、保健・医療・福祉、生涯学習・文化、環境、産業、消防・防災、広報・広聴など多様な分野における情報ネットワークの整備を図り、電子自治体やユビキタス社会への対応なども含めた情報基盤の整備を進めていく必要があります。

また、個人間に情報格差が生じないよう、情報リテラシー の向上に向けた環境整備、個人情報保護法に基づく個人情報の厳重な管理を進めていくことも必要です。

光ファイバー

光を用いて情報を伝達する際に、光の伝送路として用いるきわめて細いグラス-ファイバー。

ブロードバンド

高速度で大容量のデータ 転送のことを指す。動画の伝 送など、ネットワーク上の高度 なサービスを実現する。

ユビキタス社会

いつでもどこでも、利用者 が意識せずとも、情報通信技 術を活用できる環境が整った 社会。

情報リテラシー

情報化社会でコンピューターなど情報関連技術を習得し、積極的に情報を活用することのできる能力。

(2)施策の基本方針

情報通信基盤の充実による地域や行政の情報化を進めるとともに、情報格差を生じさせないよう住民の情報リテラシーの向上、個人情報の保護を図ります。

地域情報基盤の整備

光ファイバー網等の高度情報通信基盤の整備や 公共公益施設における情報ネットワーク整備、 ユビキタスネットワークの整備など、高度情報 通信網の段階的な整備を推進し、住民誰もがそ の利便性を享受できる環境整備に努め、町内全 域のIT化を目指します。

情報リテラシーの向上

住民の情報リテラシーの向上を支援するため、 役場庁舎や社会教育施設などに情報端末を設置 し、多くの人がコンピュータに慣れ親しみ、利 用できる環境整備を進めます。

学校教育や生涯学習において、情報通信機器の操作や情報活用のための学習機会の充実を図ります。

多様な分野における情報ネットワークの整備 最新の情報システムの導入や既存システムの改善により、これまでの事務処理システムを変革 し、事務事業の効率化・省力化を進めます。 行政窓口や手続きの情報化と行政機関同士のネットワーク整備を進め、住民の利便性の向上を 図ります。

個人情報の保護

住民基本台帳などの個人情報については、適正な管理のもと取り扱いを厳重にします。